

第7回 補足:定型約款

2015/10/26
松岡 久和

【定型約款】

- 1 従来の約款論 (PECL 2:104条と4:110条、DCFR II.-1:109条・110条とII.-4:209条とII編9章401-410条などの仕組みを参照)
 - ・ 広範な約款概念
 - ・ 一定の合理性がある約款の拘束力の根拠: 約款によって契約をする意思 = 組入れ要件: その前提としての事前の開示……契約の成立次元の問題
例 「不意打ち条項」は内容にかかわらず拘束力なし!
 - ・ 不当条項の規制……契約の効力次元の問題

- 2 定型約款 (新第5款 新548条の2-新548条の4)
 - (1) 定義: 定型取引において契約内容とすることを目的として一方当事者により準備された条項の総体 (新548条1項)
 - ・ 定型取引: ①不特定多数を相手方として行う取引 (不特定多数性)
⇒労働契約は非該当←特定の相手方の個性に着目
②その内容の全部又は一部が画一的であることが双方当事者にとって合理的な取引
⇒交渉により修正の余地のあるひな形は非該当
 - ・ 従来の約款概念より狭い
 - (2) みなし合意の要件 (効果は条項の契約内容化=みなし合意)
 - ・ 定型約款を契約の内容とする旨の合意 (同条1項1号)
または
定型約款を契約の内容とする旨の定型約款準備者による相手方への表示 (同条1項2号)
※内容の開示は表示とは異なり、みなし合意の要件でない!
民法改正に併せて改正される特別法では、表示に代えて公表でも足りる
【例】 鉄道営業法18条ノ2、海上運送法32条の2、道路運送法87条等
 - ・ 内容開示は相手方が請求した場合に限定 (新548条の3第1項本文)
定型約款の書面の交付または電磁的記録の提供があれば開示は不要 (同項ただし書)
 - ・ 非表示または開示請求拒否の場合には当該条項は契約内容にならない
 - (3) 不公正条項排除の基準と論理
 - ・ 消契10条に近い基準: 信義則違反の権利制限・義務加重の一方的加害 (同条1項2項)
ブラックリストやグレーリストは不採用
 - ・ 「合意をしなかったものとみなす」(一部不成立?効力問題との混乱)
 - (4) 定型約款の変更
 - ・ 一方的変更による「みなし合意」の要件 (新548条の4第1項各号)
 - ①変更が相手方の一般の利益に適合すること
または
 - ②変更が契約目的に反せず、合理的なものであること
判断基準の例示: 変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更留保条項の有無
※変更留保条項は不可欠の要件ではない
不公正条項の基準 (新548条の2第2項) は不適用 (より厳しい基準。新548条の4第4項)
 - ・ みなし合意の効力要件
 - ②の場合: 効力発生時期を定め、変更する旨・変更後の内容・効力発生時期を、適切な方法によって周知すること (同条第2項・第3項)
※①の場合も周知義務はあるが、効力要件でない